佐倉市の一時預かり事業　令和６年４月

一時預かり事業とは、日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続的または一時的に困難となる場合に、保育園等でお子さまをお預かりする事業です。

１．対象となるお子さま

◎佐倉市在住の心身ともに健康な就学前のお子さま（里帰りの利用要件を満たす場合に限り市外からの利用も可）

◎原則として保育園・幼稚園等に在園していないお子さま

２．保育サービスの内容

◎定期利用（週３日以内）

- 就労、介護、就学等により、家庭での保育が断続的に困難となる場合に、ご利用が可能です。
- 証明書類の提出が別途必要となります。
- 利用開始月から最長１年間のご予約が可能です。

◎不定期利用（月１５日以内）

- 育児に伴う心理的・身体的負担の軽減、求職活動、保護者の疾病、入院、不妊治療、出産、冠婚葬祭など、家庭での保育が一時的に困難となる場合に、ご利用が可能です。（利用理由の申出は任意）
- 申請月と翌月までのご予約が可能です。

○市外からの利用要件

- 里帰りでの出産・介護・療養等により在住地での保育が一時的に困難となった場合に、ご利用が可能です。
- 証明書類の提出が別途必要となります。
- 利用可能期間については、保育が困難であることが証明できる期間に限ります。

★定期・不定期の併用・複数の施設の併用可。（１施設につき月１５日以内）

★各施設ごとに受入人数に定員があり、保育体制が整わない等の理由により、お断りすることもあります。

３．一時預かり実施施設と利用料

・各施設へ直接お問合せください。<月～金　８：30～17：00>

・４月１日時点の年齢で料金が決まります。生活保護世帯は無料です。

年　齢	利　用　料	
	４時間以内	８時間以内
３ 歳 未 満 児	１，０００円＋給食費	２，２５０円＋給食費
３ 歳 以 上 児	３５０円＋給食費	９５０円＋給食費

※給食費は施設ごとに異なります。

★延長保育：利用が８時間を超える場合に、１時間につき 250 円の延長保育の利用が可能です。（各施設の保育時間内に限ります。）

施　設	電話番号	受入開始年齢・給食費・保育時間
㈳佐倉保育園 （鏑木 198-3）	043-481-1741 ※毎月初日の受付は、8:30～電話のみ	満６ヶ月～　給食費：1 日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
㈳臼井保育園 （臼井田 2379）	043-487-3725 ※毎月初日の受付は、園HP 申請フォームのみ	生後 57 日目～　給食費：1 日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
令和６年４月　新設 ㈳志津保育園 （西志津 4-26-1）	043-463-2466 ※毎月初日の受付は、8:30～電話のみ	生後 57 日目～　給食費：1 日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
㈳根郷保育園 （大崎台 4-3-2）	043-485-2330 ※毎月初日の受付は、8:30～電話のみ	生後 57 日目～　給食費：1 日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
㈳北志津保育園 （井野 869-9）	043-460-1880 ※毎月初日の受付は、8:30～電話のみ	満６ヶ月～　給食費：1 日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
㈳馬渡保育園 （馬渡 818-２）	043-498-0042 ※毎月初日の受付は、8:30～電話のみ	生後 57 日目～　給食費：1 日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30

施　設	電話番号	受入開始年齢・給食費・保育時間
㈱ユーカリ ハローキッズ （上座 383-1）	043-488-3130	満６ヶ月～　給食費：１日 300 円 【月～金】9:00～17:00
㈱ソラストさくら 保育園 （上志津 1704-6）	043-463-7351	満６ヶ月～　給食費：１日 250 円 【月～金】8:30～17:30
㈱にじいろ保育園佐倉 （白銀 1-24-5）	043-309-7526	満６ヶ月～　給食費：１日 250 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
㈱生活クラブ風の村 保育園佐倉東 （本町 142-1）	043-481-0225	満６ヶ月～　給食費：１日 350 円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
㈱ウエスト・ デイリーキッズ （ユーカリが丘四丁目１番１ ウエストタワー２階）	043-312-2645	満６ヶ月～　給食費：１日 300 円 【月～金】9:00～17:00
※R6.5.1 より開始予定　受付は R6.4.1 より開始） ㈱AIAI NURSERY 下志津 （下志津 796-1）	070-5591-1923	満６ヶ月～　給食費：１日 300 円 【月～金】8:30～17:00
㈱ アンファン ひのきさくら （寺崎北 2-12-1）	043-310-5757	満６ヶ月～　給食費：１日 250 円 【月～金】8:30～17:30

余裕活用型一時預かり保育を実施している保育園

下記の施設については、入園児童が定数になり次第、一時預かりは、受入終了となりますので、あらかじめご了承ください。

施　設	電話番号	受入開始年齢・給食費・保育時間
㈱はくすい保育園 （岩名 961－2）	043-483-8941	満６ヶ月～　給食費：１日 250 円 【月～金】8:30～17:30 【土】8:30～12:30
㈱臼井はくすい保育園 （王子台 1-23 ﾚｲｸﾋﾟｱｳｽｲ３F）	043-309-5246	満６ヶ月～　給食費：１日 250 円 【月～金】8:30～17:30 【土】8:30～12:30

５．申込み方法

※利用希望施設へ、直接お申込みください。

- 利用希望月の前月の１日から申込み可。（土日祝日の場合はその月の初めの平日）
- 初めてご利用の方は、お子さま同伴の面接があります。面接時は「母子手帳」をご持参ください。
- 利用開始の　４日前までに　書類提出と事前面接を済ませてください。
- 理由がある場合は全ての書類が写しでの提出可。（一時預かり施設併用、入園申請中など）

申　請　時　提　出　書　類	
共　通 定期・不定期・市外	一時預かり事業利用申請書　・　問診票 健康及び生活状況票　・　家庭における食物摂取状況 食事調査表（１歳６か月までのお子さま対象）
定期利用のみ	父母及び６５歳未満の同居家族について、家庭での保育が困難であることがわかる証明書 （就労証明書・診断書・在学証明書の写し・介護保険被保険者証の写し　等）
市外からの利用	・里帰り理由の証明できる書類（母子手帳の出産予定日のページの写し・診断書・介護保険被保険者証の写し　等） ・市外居住地の 65 歳未満の同居家族について、家庭での保育が困難であることがわかる証明書。（定期利用必要書類と同様） ・里帰り先である佐倉市在住の６５歳未満の同居家族について、家庭での保育が困難であることがわかる証明書（定期利用必要書類と同様）
食物アレルギーのあるお子さま	教育・保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表 食物アレルギー除去依頼申請書 佐倉市食物アレルギー与薬依頼書（医師の指示がある場合）

幼児教育無償化について（利用する前に市への申請が必要です。）

- 幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない３～５歳児クラスのお子さま（または住民税非課税世帯の３歳未満の子）が、保育の必要性の認定を受けた場合、一時預かり事業の保育料も無償化の対象となります。
- 無償化の対象となるためには、**「施設等利用給付認定申請書」「就労証明書」等**を市に提出し、**利用開始前までに無償化の認定を受けることが必要**です。施設から配布される申請書にご記入の上、下記まで御提出ください。

＜認定要件＞　◎月１３日以上かつ１日４時間以上の就労　◎出産　◎求職
◎入院や通院加療、心身障害等　◎病気や障害等を持つ親族の看護・介護
◎学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学　等

（提出先）〒285-8501 佐倉市海隣寺町９７番地
佐倉市役所２号館１階こども保育課　TEL：043-484-6245